

建設業許可業者の方々へ

**重要**

## 技術者制度のポイント

「知らなかった」では、すみません。

**ポイント1** : すべての工事現場には技術者（主任技術者又は監理技術者）を配置しなければなりません。

**ポイント2** : 個人住宅を除くほとんどの工事では、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事に係る主任技術者・監理技術者は工事現場に「専任」しなければなりません。

**ポイント3** : 「営業所の専任技術者」は営業所に常勤し専らその職務に従事する必要があり、原則として現場の技術者にはなれません。

**ポイント4** : 現場に配置する技術者には直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

**ポイント5** : 「専任」義務のある工事に配置される監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けていて、かつ「監理技術者講習」を受講した者から選任しなければなりません。

**建設業法に違反した場合、監督処分の対象となります。  
もう一度、建設業法を確認し、しっかりと遵守してください。**

※ 建設業法の規定については、建設産業室のホームページに掲載しています。